明治新政府の「立法」

湯川文彦

はじめに

少し違った所感を抱いていた。陸は翌二十四年の自著にこう記した。会・政党の論議に華を咲かせた。しかし、希代の評論家・陸羯南は、いた。その歳月を取り戻すように、帝国議会は活況を見せ、世論も議回帝国議会のことで、それまで二十余年にわたって国会不在が続いて近代日本の国家体制に国会が導入されたのは、明治二十三年の第一

るべきなり。行政官を宰相の私臣と為し、又た議会の公僕と為しに、行政の局に当る者の責は立法司法の局に当るよりも重きや知国の進歩発育は全く此の機関の死活如何に因らずんばあらず。故行政機関の国に於ける関係は、猶ほ血液の身体に於けるが如し。

たるは昔時の謬見なり。

帝国議会が開かれた今こそ、議会一辺倒ではなく、行政機関へ世論のトラストをなす。明治初期を官民双方の立場から経験してきた陸は、の実感は、内閣の下官、議会の公僕という行政官の一般的印象とコン国家の興廃は行政機関の機能如何に託されている――このような陸

こうした立法への関与が挙げられよう。ていく側面を持ち合わせている。近代日本の行政機関の特徴として、よりも、自ら政策立案し、政党に働きかけて政治の方針を自己規律しよりかに、今日の日本においても、各省庁は国会決議を待つという

注目を喚起する必要があると感じていた。

内部に組織化していったのだろうか。必要性と問題点を認識して立法に関与し、その関与の仕方を行政機関必要性と問題点を認識して立法に関与し、その関与の仕方を行政機関必要性と問題点を認識して立法に関与し、その関与の はいい 後述するように、この特徴は新政府の官員たちによって培われてき

て、新政府が培ってきた「立法」のあり方を析出したい。本稿では、明治初期の新政府の主要機関の当務者たちの認識を通じ

・「立法」の原型

(一) 「議政又行政之事ト相成」(太政官第三百五十三号)

する。 まず、慶応四年から明治二年にかけての政府機関の組織変遷を概観

議政官を行政官へ合併するに至った 政官ヲ相兼候様成行、 月十二日、 更ニ輔相ノ裁断ヲ受ベシ」と掲げ、他官もこれに倣った。そして、 改正シ、又ハ新ニ法制ヲ造為スル等、 り離して民部官を新設した。 さらに、明治二年四月、新政府は会計官の一分掌だった「民政」を切 力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス」る三権分立体制を採用した。こ に五箇条の誓文を、閏四月二十七日に政体書を公布して、 国・軍防・会計・刑法・制度の八事務局とした。そして、三月十四日 を設置し、二月三日にはこれらを整理して、総裁・神祇・内国 事務科・外国事務科・海陸軍務科・会計事務科・刑法事務科・制度寮 を掌り、 官を置いた。議政官は れに伴い、新政府は議政・行政・神祇・会計・軍務・外国・刑法の七 万機公論ニ決ス」る方法を採用し、政体書は欧米に倣い「太政官ノ権 の方針を披露した。誓文は「智識ヲ世界ニ求メ」て「広ク会議ヲ興シ 新政府は慶應四年一月十七日、 府藩県には「其政令ヲ施ス、御誓文ヲ体スベシ」と定めた。 政府は「自然実状ニ於テ議政又行政之事ト相成、 遂ニ議事之制難相立候」と、「実状」 「法制」を「造作」し、行政官は「国内事務」 同月十日の民部官規則に「従前之規則ヲ 事務分課を定めて神祇事務科・ (第三百五十三号)。 総テ重大之事件ハ当官決議ノ上 今後の事務 を理由に 立法官行 内国 同

立法官の性質を兼帯しなければならない状況にあったのである。であった。行政官は、法が整備されない限り、法の執行に専念できず、であった。行政官は、法が整備されない限り、法の執行に専念できず、がなかに重合する目的を持つ二つの機関が並存する状態になっていた。四月十二日の行政・議政官合併は、そうした実状に対処したものをあった。行政官は、法が整備されない限り、法の執行に専念できず、新政をかかに重合する目的を持つ二つの機関が並存する状態になっていた。四月十二日の行政・議政官合併は、そうした実状に対処したものであった。行政官は、法が整備されない限り、法の執行に専念できず、であった。行政官は、法が整備されない限り、法の執行に専念できず、であった。

「理の変遷が示すのは、誓文の通りに実務を執ると政体書の理想か立法官の性質を兼帯しなければならない状況にあったのである。

(二)「立法」と「列国公法」

挙げられる。 先する必要があったのは、条約改正を課題に抱えていたことが要因に 識ヲ世界ニ求メ」て「万機公論ニ決ス」ることを、三権分立よりも優 設フ世界ニ求メ」で「万機公論ニ決ス」ることを、三権分立よりも優

「百官諸藩之公議ニ依リ」事務の方針を確定させるよう望んだ。有之候へバ、普天率濱協心戮力共ニ王事ニ勤労」することを命じ、を打ち出し、全官員に対し「国内未ダ定マラズ、海外万国交際之大事慶応四年二月、新政府は幕末に結ばれた条約の継承と将来的な改正

太政大臣三条実美は岩倉具視外務卿へ使節団派遣の目的を通達するな問題は、岩倉使節団派遣に際して、改めて確認される。明治四年九月、付金かで「民部省大蔵省刑部省弾正台集議院等ノ衆議」を求め、立法を扱わっても保たれた。明治三年十月、外務省は拠るべき国内法を欠き換わっても保たれた。明治三年十月、外務省は拠るべき国内法を欠き換わっても保たれた。明治三年十月、外務省は拠るべき国内法を欠き換わっても保たれた。明治三年計算の大阪では、他官が各省に置

かで、次のように述べている。

(カラズ。(カラズ。(カラズ。(カラズ。(カラズ。(カラズ。(カラズ、(カラズ、(カラズ、(カラズ、(カラスル能)(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスルを(カラスの(カラ

対する関心が強かった。たとえば、大隈重信・井上馨・伊藤博文であされ、使節団に欧米法の調査を行う理事官が随行することとなった。され、使節団に欧米法の調査を行う理事官が随行することとなった。があるという。ゆえに、欧米法の基準に即した国内法の整備が必要とがあるという。ゆえに、欧米法の基準に即した国内法の整備が必要と正しようとすれば、日本国内の法も欧米法と同等の基準を有する必要正しようとすが、

輔となった。 輔となった。 輔となった。 が国には外国官副知事となり、七月の職員令に伴い、大蔵大官判事、十二月には外国官副知事に進んだ。明治二年一月に会計官兼 に当事、十二月に横浜に移り、五月に再び長崎に移って同府判事兼外国 大隈重信は、慶応四年三月に参与職・外国事務局判事として長崎に

に民部大丞兼大蔵大丞となった。府判事兼外国官判事、明治二年八月から会計官造幣頭を兼任し、十月府判事兼外国官判事、明治二年八月から会計官造幣頭を兼任し、十月本上馨は、慶応四年一月に参与職・外国事務掛となり、五月に長崎

には大蔵少輔となった。に大阪を経て兵庫に移り、明治二年五月に会計官権判事に転任、七月に大阪を経て兵庫に移り、明治二年五月に会計官権判事となり、五月伊藤博文は、慶応四年二月に参与職・外国事務局判事となり、五月

たものといえよう。 ていく。明治初年における行政官が立法官として明確に位置づけられ を全国府県の地方官に拡張し、明治六年の地方官会同開催へとつなげ 直轄府県の地方官と主任の中央官たちで、 ざる様一定」する計画を考えた。ここで「立法官」とみなされるのは たちを一同に会し、「之を立法官と見て、一省相論を以変換する能は 明治三年七月、「府知事県令参事」および「民部大蔵刑部等」の官員 仍り候迄にて真正の御改革これ無くては遂に御基本相立ち難」いため 化させた。同掛設置を建議した渋沢栄一大蔵省三等出仕は「唯旧貫に 外務省と連携して開港場事務や条約改正取調に務めることとなる。 月の職員令にしたがい、それぞれ大蔵省と民部省に改組した。両省は 会計官は民部官とともに国内事務を牽引する役割を担い、明治二年七 イギリスに渡った井上・伊藤はともに外交事務のなかでも大きなウェ から会計官に転出した点で共通している。幕末に英学を学んだ大隈、 イトを占めていた通商問題に取り組み、会計官の要職に抜擢された。 「和洋古今の美意両方を斟酌」して立法するとした。さらに、井上は こうしたなかで、民部・大蔵省は改正掛を置いて立法の取調を本格 三名はいずれも外交事務に就き、開港場府県の地方官を務めた経験 井上は廃藩置県を経て議員

〔三〕 正院における「立法

蔵省単独で「立法」の大権を掌握することを批判され、「八方敵中ニしかし、明治六年五月、井上は財政対策をめぐって、他機関から大

に送った書翰には、懸案を解決した心持ちが綴られている。官制潤飾に携わり、正院の「立法」機能強化を図った。潤飾後に大隈坐ス」なかで辞表を提出した。この状況に対して、渋沢は正院の太政

して事順なることを先第一ニ、其運ニ御注意有之度(後略)。 各省無限之求需を拒候ハヾ、其間ニ紛議も少き筋にて、所謂名正得て、而して向後之奉事も処し易く相成、其上正院之権力に頼り、各省無限之求需を拒候ハヾ、爾来大蔵を担任せし者も其任を全くするを御趣旨と被成候ハヾ、爾来大蔵を担任せし者も其任を全くするをの分正院之権力を増し、財政ハ正院ニ上操して堅く費途を節略い

隈がいることは重要であった。 と、大政官制では、大政官制潤飾は「立法ノ事務ハ本院ノ専務」と 、大政官制である。他省庁の存在を前提としたとき、正院で事務方 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のもと、会計の規律が立てられると見込み、大隈にその趣 にいる大隈のいうように、太政官制潤飾は「立法ノ事務ハ本院ノ専務」と

ただし、正院の改革は正院と大蔵省との関係だけでなく、正院と他ただし、正院の改革は正院と大蔵省との関係が表示したものであった。人事では四月に江藤(前司法省の関係をも考慮したものであった。人事では四月に江藤(前司法省の関係をも考慮したものであった。人事では四月に江藤(前司法省の関係をも考慮したものであった。人事では四月に江藤(前司法省の関係をしている。)

が各省の「立法」を制御する「法制」の体制が整えられたのである。に集約したものといえる。三院の機能を正院に統合することで、正院に集約したものといえる。三院の関節および職制改正では左院が担っ能(各省卿輔の協議)を、五月の潤節および職制改正では左院が担っ以上から、明治六年四月の正院人事では従前停滞していた右院の機以上から、明治六年四月の正院人事では従前停滞していた右院の機

(四) 左院の「法制」機能

権限集中に正面から批判を加えたものであった。 権限集中に正面から批判を加えたものであった。 権限集中に正面から批判を加えたものであった。 を左院に提出し、衆目を集めた。建白は「有司専制」を批判する見地 を左院に提出し、衆目を集めた。建白は「有司専制」を批判する見地 を左院に提出し、衆目を集めた。建白は「有司専制」を批判する見出 を左院に提出し、衆目を集めた。建白は「有司専制」を批判する見地 を方にに表した西郷隆盛の朝鮮遺使を、反対する岩倉・大久保・木 る。閣議決定した西郷隆盛の朝鮮遺使を、反対する岩倉・大久保・木 る。閣議決定した西郷隆盛の朝鮮遺使を、反対する岩倉・大久保・木 を左院に提出し、衆目を集めた。建白は「有司専制」を批判する見地 を方には明治六年政変において内部分裂に苦慮することにな

当な順序とした。 当な順序とした。 の時のなかで、対策を提起したのは左院副議長兼制度取調御用掛の 政府のなかで、対策を提起したのは左院副議長兼制度取調御用掛の 政府のなかで、対策を提起したのは左院副議長兼制度取調御用掛の

宛て、以下のように主張した。 同年同月二十二日、伊地知は制度取調御用掛の伊藤博文・寺島宗則に同年同月二十二日、伊地知は制度取調御用掛の伊藤博文・寺島宗則に要になるが、伊地知は、法制機能を左院に取り戻すことを主張する。 内務省を設置するとともに、国内事務全般を制御する院の役割が重

左院は創設以来「仏蘭西議院之姿」を保ってきたが、「昨夏卒然旧

かし、 ず」である。左院は法典編纂にのみ従事すべきではなく、 成候ても、当時四海の人々より左院に望願する処、決て是のみに止ら のを「見過」してしまう。したがって、「仮令不日立派の立法書編相 仕もの無之」ため、 法典編纂はまず内務省を設置したうえで同省と気脈を通じて行わなけ 政治上に法律を先にする時は、 章御改革、 ればならない。また、左院が受け付けている建白も「法律上に付献言 「天下の公論」を担う機関である必要がある、と。 未だ「内務省の御設も無之、人民之愛護の御欠典に候処、 左院之儀は国憲、 職務を法典編纂に限っていては建白の取るべきも 民法編纂一個の御改局と相成」った。 申韓の大弊なしと云ふべからず」と、 細大となく 独り L

正院もその必要性を認めたことは注目に値する。

正院は、正院の法制課・財務課が左院に移管され、左院は本来の機能を取り戻し、の法制課・財務課が左院に移管され、左院は本来の機能を取り戻し、「正院ノ輔佐」を担当する「議政官」として体制を整え直した。民撰「正院ノ輔佐」を担当する「議政官」として体制を整え直した。民撰「正院ノ輔佐」を担当する「議政官」として体制を整え直した。民撰「正院」を対して、方には、正院はその必要性を認めたことは注目に値する。

表現されることとなる(次項で詳述)。として拡張する案にのでは、正院を「内閣」とし、左院を「行政院」として拡張する案には一様・寺島が中心となって取り纏めた「政体取調書原案」にも引きの一様がれ、正院を「内閣」とし、左院を「行政院」として拡張する案には一様が、正院を「内閣」とし、左院を「行政院」として拡張する案にが、大阪・村政院・寺島・伊地知ら正院・左院の制度取調御用掛たちは、内務省を現されることとなる(次項で詳述)。

全責任を委ねるものではなく、院による事務の制御を前提としたものしたがって、内務省の創設は、単に大久保利通内務卿に国内事務の

の内容は以下の通りである。 地方官直轄論を正院に建議したが、制度課(制度取調御用掛)はこれ地方官直轄論を正院に建議したが、制度課(制度取調御用掛)はこれであった。明治六年十一月二十九日に内務卿に就任した大久保は明治であった。明治六年十一月二十九日に内務卿に就任した大久保は明治

廃藩置県以前から地方官の管轄は「判然全ク本省ニ属セシメ」る官から地方官へ「委任ノ過重ナルニヨリ」、地方官の「専権自恣」に官から地方官へ「委任ノ過重ナルニヨリ」、地方官の「専権自恣」に事件」と「奏任以上ノ官身分進退ノ具状」は正院に上請するというよ事に関与し、府県治の諸事は「主任ノ各省」が受け、その省「定難キ事に関与し、府県治の諸事は「主任ノ各省」が受け、その省「定難キ事に関与し、府県治の諸事は「主任ノ各省」が受け、その省「定難キ事に関与し、府県治の諸事は「主任ノ各省」が受け、その省「定難キ事に関与し、府県治の諸事は「大政官ノ直管ニ属」してきたが、太政官がある。この際、地方官の管轄は「判然全ク本省ニ属セシメ」るである。

た。 る。結局、 げながら「孰レモ直ニ牧民官ヲ管轄スルノ例ナシ」と説明したのであ テ、府県ヲ管轄スル所ニアラズ」とし、イギリス・フランスの例を挙 そして「内務省ハ其章程ニ所謂国内安寧保護ノ事務ヲ管理スル所ニシ むしろ民部省が地方官に対して改革を強行したことにあると反論する。 年民部省御取設ノ節ノ覆轍ヲ踏候」とし、 これに対し、 内務省の建議は却下され、 制度課 (制度取調御用掛) 内務省の地方官直轄は否定され 府県治を混乱させた原因は、 は「内務省建議ノ如 キ、 往

展開することには同意しつつも、それを超えて内務省に国内事務の権制度取調御用掛は内務省が「国内安寧保護ノ事務」について政策を

治十一年七月に、初の地方制度統一法規、三新法の成立につながるこの権限集中と地方官直轄志向を維持しつづけていたことは、のちの明制を保持したのである。なお、大久保が民部・大蔵省以来の国内事務限を集中させることは許さず、各省の権限を分けて正院で制御する体

(五)「立法」の継承者・伊藤博文

返っておきたい。 「問調にいけば、左院は法制機関としてフランス参議院(コンセイ 原調にいけば、左院は法制機関としてフランス参議院(コンセイ 原調にいけば、左院は法制機関としてフランス参議院(コンセイ 原調にいけば、左院は法制機関としてフランス参議院(コンセイ 原調にいけば、左院は法制機関としてフランス参議院(コンセイ

明治二年三月二十四日、開港場府県・兵庫県の知事を務めていた伊朝治二年三月二十四日、開港場府県・兵庫県の知事を務めていた伊京した。重要なのは、伊藤が調査で得たのが会計法だけでなく、国内事務を設計する立場となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、七月に大蔵少輔となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、七月に大蔵少輔となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、七月に大蔵少輔となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、七月に大蔵少輔となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、七月に大蔵少輔となり、八月から民部少輔も兼任した。自身がられ、大田の大阪・井上に対して以下のように述べる。

官制潤飾と同様である。シ」とする(「官制改革意見」)。発想は木戸の構想、明治六年の太政政官ト両立セシメ」ることで「最良ノ立君政体ヲ拡充スルニ至ルベ政官ト両立セシメ」ることで「最良ノ立君政体ヲ拡充スルニ至ルベ

蔵省の上官たちに抗議した(傍線湯川)。 伊藤は「驚嘆」して「必ズ僕ガ立案ノ如クニ創立セン事ヲ欲ス」と大大蔵省の制度を用いる。しかし、自らの改革意見が容れられなかった大蔵省の制度を用いる。しかし、自らの改革意見が容れられなかった

思フ。 IJ ル以上ハ、 簿冊ノ製作ヲ止メザルベシ。 オナリト雖モ、米国ニ在ルノ間、心神ヲ労シテ之ヲ学ブニ従事セ 今在官ノ人、 下問アルベキ事ナリト、僕窃ニ之ヲ信ジタリ。 会計ノ法、大蔵省ノ事務ニ至テハ、之ヲ厘正スルノ際、 (中略) 僕ハ依然トシテ僕ノ立案ヲ固守シ、 諸君願クバ此書ヲ廟堂ニ持出シ、 速ニ僕ニ回答アラン事ヲ懇請ス。 此際ニ臨ミテ如此ニ弁論スルヲ以テ自己ノ職掌ナリト 皆採用スベキ適正ナル法ニ暗ケレバナリ。 (中略) 僕既ニ少輔ノ重職ヲ辱フス 我大蔵省創立法ノ是非ヲ 何ントナレバ、 規則ノ取調并ニ 必ズ僕ニ 僕苟モ鄙

(傍線湯川)。 わったのは「監督司」の改革である。伊藤は以下のように説明するわったのは「監督司」の改革である。伊藤は以下のように説明する欧米の「法」知識に自信を見せる伊藤が、改革案のなかで特にこだ

百ノ事務ヲ監督シ、其法律ニ適フヤ否、其規則ニ合フヤ否ヲ目撃監督司ハ政府ノ法律ト大蔵省ノ規則トヲ標準トナシ、以テ省中凡

シ、 ゼザル程ノ綿密ニシテ且方正ナル人物ト信ズル欤、 各司ノ官員等ハ出納会計ノ事ニ付、決シテ規則ニ戻ルノ誤謬ヲ生 スルハ何ノ理ゾヤ。右ノ監督ヲ受ケズトモ大蔵卿ヲ初トシ、各寮 此 之ヲ法ニ背キ規則 ル欤、若シ法律規則ニ背戻スル官員アラバ、其人ヲシテ罪ニ陥ラ |件ヲ知リナガラ、 検査シ、大蔵卿ノ事務ヲ輔弼シ、各寮各司ノ事務ヲ匡済シ、 大蔵卿ヲシテ其責ニ任ゼシムトモ、 ニ戻ル事無ラシムルノ職ナリ。 監督正ノ職務ヲ釐正セシメズ、挙テ其司ヲ廃 之ヲ顧ミザル乎。 (中略) 其実証ヲ得タ 今諸君

おいて「行政院」設立構想に至る。 左院議官たちを指揮下に収め、明治八年四月の「政体取調書原案」にたした後、伊藤は制度取調御用掛に就任して欧米各国法制に精通したエック機構が必要と捉えていた。岩倉使節団副使として欧米巡覧を果エック機構が必要と捉えていた。岩倉使節団副使として欧米巡覧を果の機能は、事務を安定的に機能させるには、法律・規則の専門的なチ

め、 これに加えている。一等法制官に欧米各国法に精通する細川を充て、 設立建白書を起草した古沢滋、 課の細川潤次郎・尾崎三良・村田保を呼び寄せ、元改正掛で民撰議院 院 を二等以下の法制官に充てていることから、英仏両国法制の見識を細 イギリス法制通の尾崎・村田・古沢と、フランス法制通の井上・山崎 人事にもその志向が表れており、同局の「法制官」には、元左院法制 法制機能を正院で継承・発展させようとしたものといえる。 実際には三権分立体制移行で大久保・木戸・板垣の合意が成ったた (内閣)内部に「法制局」を新設し、自ら長官に就任した。 元工部省留学生・ウィーン万博随行員のフランス通・山崎直胤を 「行政院」構想は形式的には実現しなかったが、伊藤は七月、 司法省からフランス通で知られる井上 法制局の 左院の 正

月に尾崎に交替している。事の職を新設して、井上にこれを任せた。なお、主事は明治十一年十年四月に細川が元老院に転出したため、伊藤は六月に局内を纏める主川のもとで統合していこうとしていたと考えられる。実際には明治九

繁成、尾崎三良らが充てられたのである 官会議に引き継がれることになる。明治八年、 した。結果的に台湾出兵で翌年へ延期されたものの、当時、左院議官 内事務の方針確定に際して木戸・地方官たちの意見を取り入れようと 御坐候へば御示被下候様奉願上候」と、地方官会議の開催を求め、国 ながらも地方官会議は施行可仕見込、就而は将来之為地方之御見込も 制度取調と国内事務の「公論」は密接な関係に置かれ、伊藤自身が地 する予定であり、 案作成に関与し、地方官会議御用掛には元左院議官の藤沢次謙、 たちとともに国内事務の制度を取り調べた経験は翌年の法制局・ 積極的であり、 方官会議議長を務めることとなった。伊藤自身、 方、左院は国内事務の制御を担当する関係上、地方官会議を主催 明治七年八月には、木戸孝允に対して「大久保留守中 同会議御用掛には多く左院議官が充てられていた。 伊藤は地方官会議の議 地方官会議開催には

に進めていくこととなった。

二.法制局の「立法」構想

(一) 伊藤博文の構想

いた尾崎が制度取調に加えられた。調が進められ、司法省の井上毅と、左院廃止により御用滞在となって四日に「政体取調書原案」が纏められ、修正を経て十四日の詔につな四日に「政体取調書原案」が纏められ、修正を経て十四日の詔につな明治八年の政体取調は、制度取調御用掛の伊藤・寺島によって四月

四月六日の児玉淳一郎宛尾崎書翰には、「モンテスキーノスピット四月六日の児玉淳一郎宛尾崎書翰には、「モンテスキーノスピットのしたなかで、取調では「行政官の方は既成の太政官を其儘に成したなかで、取調では「行政官の方は既成の太政官を其儘に成したなかで、取調では「行政官の方は既成の太政官を其儘に成したある」と。衝突のたびに「伊藤が仲裁をして預か」ったという。こである」と。衝突のたびに「伊藤が仲裁をして預か」ったという。こである」と。衝突のたびに「伊藤が仲裁をして預か」ったという。こである」と。衝突のたびに「伊藤が仲裁をして預か」ったという。こである」と。衝突のたびに「伊藤が仲裁をして預か」ったという。この月六日の児玉淳一郎宛尾崎書翰には、「モンテスキーノスピット回月六日の児玉淳一郎宛尾崎書翰には、「モンテスキーノスピットョン院の組織等を参酌」することとなった。

れた。よく知られているように、当時は民撰議院論を主張する板垣と、い。むしろ、従前の「立法」に対する改革論が飛び交う逆風にさらさしかし、伊藤らの方針がただちに政府方針に容れられたわけではな

には、五月二十九日、三条から以下の書翰が到来した。れる事態は避けられず、同会議の議案取調を担当していた伊藤のもと方針が一定していなかった。自然、地方官会議がその争論に巻き込ま町村会から漸進的に組織していく木戸の意見が対立しており、閣内で

テハ極テ難事ト存候。 法州法ノ事申居、民撰議院論追々相進候ニ付、余程ヨク着手不致然申居候ニ付、何卒会議ニ可付事件取調有之度候。板垣ハ頻ニ邑地方会議之義、板垣ヨリモ頻ニ促シ居、木戸モ早ク取調有之方可

六日、地方民会議案の完成とともに、三条に以下のように伝えた。退け、行政権に連なる会議として説明している。さらに、伊藤は七月伊藤は地方官会議を立法権に位置づけようとする後藤象二郎の主張を持局、伊藤が選択したのはどちらにも左袒しない、自らの道だった。

段階的な開設を求める木戸の意見ともズレることになる。ただし、小会の制度化には及ばないと断り、木戸にもそう伝えた。町村会からの伊藤は、審議次第で区戸長・公選議員のどちらになるにせよ、小区

各小区の会議は一定の法則にも及び申間敷と奉存候」とする。罷在候」ため「従前の小区会を破滅するにも及び不申」、「殊に博文は区会を否定するわけではなく、「現今各地方多くは小区会町村を設立

は、次のような説明が与えられている。会の草案段階での呼称)の説明資料である「区郡会法略解」のなかで院や小区会(町村会)との聯絡を遮断したのだろうか。区郡会(大区なぜ、伊藤は府県会・大区会の二段階を制度化の範囲とし、民撰議

其脈絡ヲ貫徹」させるべきである、と。 は二模倣シ、県郡村ノ三段」の民会を制度化する必要があるが、フランスと日本とでは町村の規模が違いすぎるため、日本で町村会を組ランスと日本とでは町村の規模が違いすぎるため、日本で町村会を組ランスと日本とでは町村の規模が違いすぎるため、日本で町村会を組「我国民会ヲ設ケントスルニ当リ」ては、「尤モ密」な法制を有する

論」機関の制度化であった。

論、機関の制度化であった。

したがって、伊藤が提起した地方民会と、、行政権に必要な意見を集約し、合意を取って事務を支える「公室、、行政権に必要な意見を集約し、合意を取って事務を支える「公室、大区、大区会)の三段階であり、行政権に必要な意見を集約し、合意を取って事務を支える「公論」は全会の規模が対応している必要がある。国内事務に必要な「公論」は全会の規模が対応している必要がある。国内事務に必要な「公論」は全

(二) 旧左院の系譜

左院の伊地知以下、議官たちも制度取調御用掛を兼任し、協同で取調年政変後、伊藤は寺島とともに制度取調御用掛となったが、その後、伊藤の構想を支えていたのは、旧左院の取調と考えられる。明治六

とれた。 となった。地方官会議の取調もその範疇に組み込まれ、 にあたることとなった。地方官会議の取調の上、「内史へ御聞いった。 で「独方官会議選長に内定した。したがって、取調は制度 取調御用掛のなかで先行して進められており、四月三十日、伊藤は尾 取調御用掛のなかで先行して進められており、四月三十日、伊藤は尾 で「変出来候草 を「御持参」するよう求めている。また、伊藤・寺島は地方官会 議の議院憲法・議事規則を取り纏め、これは五月二日に地方官へ頒布 された。

この太政官罫紙には十三行が用いられていることから、写されたのは用掛之印」を捺したもので国立公文書館所蔵「記録材料」に含まれる。のは二箇所であり、一つは正院が太政官罫紙に写して「地方官会議御ことは以下の史料保存状況から窺い知れる。同案の所在が確認できる「府県民撰会憲法」案が、明治八年の地方官会議で参照されていた

と考えられる。 と考えられる。

尾崎の職任を見れば、両年の取調の連続性はより明確となる。尾崎でいたと考えられる。

よって取り調べられたものをベースにしていたと考えられる。に新規に発想されたわけではなく、前年から尾崎ら制度取調御用掛にしたがって、伊藤が取り纏めた地方民会議案は、明治八年四月以後

(三) 木戸孝允の構想との対比

えていく最初の機会となった。られた。明治八年は国内事務における三権分立体制への移行を形に変の事務が展開して数年が経過し、明治七年に再びその課題が突きつけの体書の三権分立体制が早々に放棄され、各省設置に伴う三権一体

けると、立法権の「公論」と解釈される恐れがあるためである。 の「公論」を表す言葉として、従来の「代議士」や「総代」を用 会議案でも「府県民撰会憲法」案の「総代」の語を削除した。行政権 論」が本格的に議論されるようになった明治八年四月以降、 県会議員を「其地方人民ノ総代」としていた。しかし、立法権の「公 地方官を「一般人民ノ代議士」とし、「府県民撰会憲法」案でも、 前提としてきた。明治七年に頒布された地方官会議の議院規則では 政権の「公論」の制度化、 体制移行にしたがって、立法権の「公論」は拡張されていくため、 るものと捉えていたことは、体制移行を考えるうえで重要な点である。 方官会議審議冒頭に議院規則を改正して「代議士」を削除し、地方民 実際、木戸は町村に立法議会の「総代」を期待して、自ら町村会開 従来の「公論」機関は、管内人民に代わって議するという代表性を 伊藤が従来の国内事務と「公論」「法制」をすべて行政権に帰着す 「法制」の一層の強化が必要になってくる 正院は地 府

側の控えが残っているので、以下に全文を掲げる。則」案は内容が不明のままだったが、正院旧内記課所蔵文書には正院設の「準則」案を作成して元老院の審議にかけた。従来、木戸の「準実際、木戸は町村に立法議会の「総代」を期待して、自ら町村会開

各地方ニ於テ適宜ヲ以テ設立スル町村会公選方法準則

第一 選挙人ノ事

商業又ハ職業税五円以上ヲ納メ、且一ヶ年該村町在籍ノ者タルベ不動産ヲ所有シ、一ヶ年地券税金三円以上又ハ貢米一石以上或ハ選挙人タルヲ得ベキ者ハ、男子年齢満二十一歳以上ノ戸主ニシテ

紀二 左ノ件ニ該ル者ハ撰挙人タルヲ得ズ。

シ。

精神常ヲ失フ者

 \equiv 懲役一年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者

四 撰挙人ノ事ニ付、 **詐偽ヲ行ヒ、賄賂ヲ贈受セルモノ**

五. 身代限ノ裁判ヲ受ケ、償還未済ノ者

議員ノ事

議員タルヲ得ベキ者ハ、男子年齢満二十五歳以上ニシテ地所ヲ有

一ヶ年以上該村町在籍タルベシ。

第四 第二ノ件ニ該ル者ハ議員タルヲ得ズ。

第五 村町会ハ専ラ村町ノ事ヲ議スルノ処ニシテ、泛ク大政ニ

及ブ事ヲ得ズ。

のとも、木戸のように立法権に属するものともみなされ得るものであ 行政・議政一体だった来歴を映して、伊藤のように行政権に属するも の性質や運営の仕方をめぐって、 て区会県会に及び終に国会に至らしむ」ことを求め、 える。明治九年の建議には町村会の整備にしたがって「漸く進めて以 「明かに行政の会議と定め」るべきと区別している。府県会・区会は 一連の規程はすべて地方民会草案のなかの同種の規程から採用され 開設すること自体に誰しも異論がないにもかかわらず、以後、そ 木戸は府県会・大区会の町村版を作ろうとしていたことが窺 様々な争論を引き起こしていくこと 地方官会議は

おわりに

度化が図られていった。 とも立法するために創り出された方法論であり、 会を基盤とする欧米式立法手続きを欠いた状態で、議会が存在しなく ためのチェックを加える、という関係をつくりあげた。それは民選議 務を執るなかで立法の取調を行い、事務官の衆議によって合意を形成 新政府は行政の始動と同時に、法の欠如に直面し、各官 最終的に行政官(太政官、正院、 内閣) が全事務の整合性を保つ 明治初期を通じて制 (省) が事

られる。 後の「行政国家」化推進、「立憲カリスマ」への道を開いたものとみ こうした「法制」への関心が、伊藤の政府内部での台頭を助け、その 張を模索し、左院廃止後に正院に法制局を設けて更なる展開を期した。 官」に擬し、伊藤博文は明治六年の太政官制潤飾で生まれた正院の は官省・府県の事務官による合意形成を図る仕組みを考案して「立法 の主務者としてかかる方法論を追究していった。そのなかで、井上馨 「立法」制御機能=「法制」に着目し、 条約改正を念頭に置いた外交事務官たちは、会計官へ転出し、民政 同機能を移管された左院の拡

立体制・議会制との齟齬が顕在化した。「公論」機関の地方民会につ 在を前提とした擬態であり、 して、こうした「立法」の方法論は、行政機関が互いに合意を重ねな 法制局と元老院の争論を招いたことは、(38) いて立法・行政の両義性が認められ、「法制」機能の帰属をめぐって しかし、こうした行政機関の「立法」の方法論は、もともと議会不 実際に議会を開くことになると、三権分 その一端といえよう。結果と

必要があるとした、冒頭の陸の指摘が想起されるところである。くることとなった。帝国議会開設間もなく行政機関にこそ目を向けるがら自ら立法の基礎を創るという、近代日本の行政・立法関係を形づ

註

- (1) 陸羯南『行政時言』日本新聞社、一八九一年、一〇頁。
- 中央大学出版部、一九九九年。(2) 城山英明・細野助博・鈴木寛編著『中央省庁の政策形成過程』
- 四五頁)。 (3) 慶応四年二月十七日、三職達(『法令全書』慶応三年、四四~
- 五年、一七~一九頁。
 五年、一七~一九頁。
 会、殿南堂書店、二○○
- (5) 同右、三八頁。
- 料』第二卷、渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五五年、二一三頁)。(6) 明治二年十一月十七日、渋沢栄一上申書(『渋沢栄一伝記資
- 会編『木戸孝允関係文書』第一巻、二〇〇五年、三五二頁)。(7) 明治三年七月、木戸孝允宛井上馨書翰(木戸孝允関係文書研究
- 大学日本史学研究室紀要』第十六号、二〇一二年)。(8) 拙稿「明治初期立憲制移行下における『行政』の形成」(『東京
- 允関係文書』第一巻、三六二頁)。 (9) 明治六年一月二十二日、木戸孝允宛井上馨書翰(前掲『木戸孝
- 文書』第二卷、日本史籍協会、一九三三年、六八頁)。(10) 明治六年五月六日、大隈重信宛渋沢栄一書翰(『大隈重信関係
- 政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五年)。(11) 西川誠「廃藩置県後の太政官制改革」(鳥海靖他編『日本立憲

- 一月~明治七年四月」)。 曹」(国立公文所管所蔵「上書建白書」諸建白書(一)・明治七年(12) 明治七年一月二十七日、副島種臣他七名「民撰議院設立建白
- 房、一九七三年、四九一~四九二頁)。(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一巻、塙書(3) 明治七年一月二十二日、伊藤博文・寺島宗則宛伊地知正治書翰
- (4) 当時の正院・左院の職制に、制度課という課は存在しない。太政官罫紙に書かれている(前掲『木戸孝允関係文書』第二巻、三の呼称が用いられている(前掲『木戸孝允関係文書』第二巻、三の呼称が用いられている(前掲『木戸孝允関係文書』第二巻、三六二頁)。
- 務省罫紙に書かれた内務省の建議書からなる。書類の部、二五四)。太政官罫紙に書かれた制度課の上答書と内(国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊藤博文関係文書」その一、(5) 明治七年二月七日「府県官制ニツイテ内務省ヨリ建言ノ答議」
- 出版会、一九七五年、二二二頁)。

 「いる(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』第六巻、東京大学及なれ共、何分板垣辺殊更に主張致し候間、一歩を譲候」と伝え良が伊藤から聞き取った話として「伊藤は全体左院は存在致度見
- (17) 明治八年四月四日「政体取調書原案」(国立公文書館所蔵「公

- 文別録」 太政官・明治元年~明治十年・第四巻・明治五年~明治
- 18 孝允関係文書』第一巻、二三七頁)。 (前掲 木戸
- 19 博文「官制改革意見」(前掲「井上馨関係文書」六五七―一〇)。 明治四年七月八日、 大隈重信大蔵大輔・井上馨民部少輔宛伊藤
- $\widehat{20}$ 蔵省創立ノ概略ヲ草案シ、之ヲ諸君ニ謀リタリ」とあり、草案は 七日だが、註二十一の史料には「六月下旬僕上阪ノ前ニ臨ミ、大 大学所蔵「大隈文書」イー四- a 二一四七)。本案の日付は八月十
- 21 室所蔵「井上馨関係文書」第七冊「伊藤博文書翰(一)」所収)。 大蔵権大丞宛伊藤博文大蔵少輔意見書(国立国会図書館憲政資料 大隈重信参議・井上馨大蔵大輔・渋沢栄一
- 22 年六月左院届書から判明する(前掲「太政類典」外編・明治四年 明治七
- $\widehat{23}$ 明治七年八月十三日、 (前掲 『木戸孝
- $\widehat{24}$ 館憲政資料室所蔵「憲政資料室収集文書」書翰の部一三〇)。 明治八年四月六日、 児玉淳一郎宛尾崎三良書翰 (国立国会図書
- 25
- $\widehat{26}$ 書館憲政資料室所蔵 「憲政史編纂会収集文書」リール一二五)。 (国立国会図

27

註八参照

- 十年)。 すでに六月下旬に提出されていたとみられる。 允関係文書』第一巻、二七三頁)。 明治四年八月二日、 明治四年八月十七日、伊藤博文「大蔵省創立規則案」(早稲田 明治二年三月二十四日、 前掲『尾崎三良自叙略伝』上巻、一九一~一九1 細川・尾崎・村田の三名が左院法制課員だったことは、 明治八年五月二十九日、 明治十年・官規一・任免)。 木戸孝允宛伊藤博文書翰 伊藤博文宛三条実美書翰 木戸孝允宛伊藤博文書翰
 - 28 関係文書』 明治八年七月六日、三条実美宛伊藤博文書翰 第一卷、二八二頁)。 (前掲 『木戸孝允
 - $\widehat{29}$ ~一八七頁 前揭 『明治前期地方官会議史料集成』 第二期・第一巻、 一八六
 - $\widehat{30}$ 牘_)。 館憲政資料室所蔵「尾崎三良関係文書」一一一一五、 明治七年四月三十日、 尾崎三良宛伊藤博文書翰 (国立国会図書 「伊藤侯尺
 - 31 前掲 『明治前期地方官会議史料集成』 第二期・第一巻、二八九

~二九一頁。

- 32 御達案」。 国立公文書館所蔵、 第十一類 記録材料、 「府県民撰会憲法并
- 33 ~二九八頁。 前掲『明治前期地方官会議史料集成』 第二 一期・第一巻、二八三
- 34 書類」記○○四四八一○○。 国立公文書館所蔵、 第十一類 記録材料、 旧 内記課ヨリ引
- $\widehat{35}$ 七四~一七六頁)。 明治九年五月、木戸孝允建議 (前掲『木戸孝允文書』 第八巻
- $\widehat{36}$ 究室紀要』第十五号、二〇一一年)。 拙稿 「明治初期元老院の議事制度改革」(『東京大学日本史学研
- (付記) (特別研究員奨励費)の助成を受けたものである。 本稿は、 平成二十四年度日本学術振興会科学研究費補助